

神奈川県

環境部工業保安課

液化石油ガス販売事業所における地震防災総点検マニュアル

平成7年3月

はじめに

本県は、地震国日本の中でも、地震発生のおそれが高いといわれる南関東地域に位置しているため、過責に関東大地震をはじめ幾度となく大規模地震に見舞われており、現在では、東海地震、南関東地震の発生が危惧され、さらに県西部地震の切迫性が指摘されています。

わが国では、この2年間に平成5年の釧路沖地震以来5回もの大規模地震に見舞われており、特に、本年1月に発生した都市直下型の兵庫県南部地震では、五千名を超える尊い人命が失われたことをはじめとし、鉄道・道路・橋梁等の損壊、建築物の倒壊、ガス・電気・水道等ライフラインの機能マヒなどの被害を受けました。

このような状況の中にあって、本県では、昭和56年に液化石油ガス消費設備耐震化指針を制定し、その後、昭和61年にスタートした安全器具設置促進運動に併せてガス放出防止器等の設置促進を図るなど、LPガス消費設備の耐震性の向上に努めてまいりました。

今後の地震対策の課題として、兵庫県南部地震のような突発的な大規模地震が発生したとしても、地震発生時に個

々の販売事業者が取るべき行動についてあらかじめ検討を行い、地震防災組織、緊急点検・応急復旧作業マニュアル等を整備し、これをベースに日頃から教育・訓練を行うとともに、設備の耐震性を向上させることが必要です。また、地震発生直後には、容器バルブを閉止するなど消費者の適切な行動が二次災害を防止することから、一般消費者等への啓発活動も大切です。

このことからこのたび、液化石油ガス販売事業者における地震防災体制について、より一層充実強化を図っていただくため、事業所自らが点検を行う「液化石油ガス販売事業者における地震防災総点検マニュアル」を作成しました。

このマニュアルが、ライフラインの一翼を担う各液化石油ガス販売事業者において十分に活用され、地震防災対策がより一層向上されることを心から期待します。

平成7年3月

神奈川県環境部
工業保安課長 佐藤正幸

目 次

総 則		
1	適用範囲	1
2	点検の視点	1
3	点検方法	1
本 編		
	液化石油ガス販売事業者の日常の準備事項	
1	地震に関する想定	2
2	地震防災組織の整備	2
3	地震防災組織の業務	3
4	従業員の動員	4
5	非常通報体制	5
6	関連協力会社等との連携	6
7	被害情報の収集、伝達	7
8	供給先リストの整備	7
9	緊急点検、応急復旧対象施設の重要度による区分	8
10	緊急点検、応急復旧の作業マニュアル	9
11	緊急点検、応急復旧用資機材	11
12	地震防災教育・訓練	11
	液化石油ガス販売事業者の設備対策	
1	L P ガス供給・消費設備	12
2	容器置場（販売施設）	13
	液化石油ガス販売事業者の消費者への啓発活動	
1	消費者啓発	14
資 料		15

総 則

1 適用範囲

このマニュアルは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の販売事業所に適用します。

2 点検の視点

このマニュアルで評価するにあたって想定する地震の規模は、神奈川県内に被害を及ぼすと想定される「東海地震」、「南関東地震」及び「県西部地震」など、事業所周辺で震度6から7の地震があったと想定して評価をしてください。

3 点検方法

販売事業者の経営者自らが業務主任者等とのプロジェクトチームを設け十分な検討を行い、各点検内容の評価及び目標達成期限の設定を行ってください。

(1) 評価

点検結果は「点検内容」ごとに、A、B、Cの3段階で行うものとします。

A ---- 良 好 ----- チェック欄にAと記入、さらに具体的内容（マニュアル名等）を記入

B ---- おおむね良好 ----- チェック欄にB及び不備内容を記入

C ---- 改善を要するもの ----- チェック欄にCと記入

(2) 目標達成期限

点検の結果、B又はCと評価された「点検内容」については、Aに改善するまでの目標達成期限を長期間を要するものであっても3年を目標達成期限とし、目標達成期限欄の該当する数字に 印をつけてください。

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	目標達成期限	備 考
<p>液化石油ガス販売事業者の 日常の準備事項</p> <p>1 地震に関する想定</p> <p>2 地震防災組織の整備</p>	<p>事業所の地震防災対策を整備するうえで想定している地震は、 どれですか。チェック欄の該当するものに 印をつけてくださ い。</p> <p>事業所には、地震災害発生時の応急措置を迅速かつ効果的に実 施できる防災体制を確立するための防災組織を整備するよう になっていますか。</p> <p>地震災害対策本部の設置基準（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁が、震度 6 以上を観測し、発表したとき。 ・ 気象庁が、震度 5 を観測、発表し、県内に大規模な被害 が発生したとき又は、被害が発生する恐れがあるとき。 ・ 気象庁の発表にかかわらず、県内に大規模な被害が発生 したとき又は、被害が発生する恐れがあるとき。 	<p>ア 東海地震 イ 南関東地震 ウ 県西部地震 エ その他の地震 ()</p>	<p>1 2 3</p>	

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	目標達成期限	備 考
3 地震防災組織の業務	<p>地震災害応急対策が有効に活動できるよう、それぞれの役割分担を定めていますか。</p> <p>組織及び分担業務（例）</p> <p> </p> <p> 情報班 （被害情報の収集、伝達、関係機関との連絡調整） 本部長 — 応急対策班 （LPガス消費設備の緊急点検、応急復旧） 応急供給班 （応急燃料としてのLPガス供給） </p> <p>業務を円滑に遂行できるよう次の要件を満たした組織となっていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時の管理組織に対応して編成していますか。 ・ 本部長は、地震応急対策の全ての権限を経営者から委任されていますか。 ・ 本部長等の代行者等は定まっていますか。 ・ 指揮命令系統が一本化されていますか。 ・ 各班の任務及び構成員の行動内容が明確になっていますか 		1 2 3	
			1 2 3	

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	目標達成期限	備 考
5 非常通報体制	<p>次の通報先を網羅した通報系統が整備されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係機関 <ul style="list-style-type: none"> ア 消防機関（ 1 1 9 番） イ 警察機関（ 1 1 0 番） ウ 工業保安課 各地区行政センター環境部 ・ 社団法人神奈川県プロパンガス協会 <ul style="list-style-type: none"> ア 地震災害対策本部 イ 現地災害対策本部(局地的に甚大な被害を受けた支部) ウ 災害対策支部(その他の支部) エ 保安担当支部役員(支部連絡網) オ 地区長・地区内相互応援事業所(支部連絡網) ・ その他関係事業所等 <ul style="list-style-type: none"> ア 卸売事業所 イ 容器配送委託事業所 ウ 液化石油ガス設備工事事業所 エ 社団法人神奈川県プロパンガス安全点検センター 		1 2 3	

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	目標達成期限	備 考
6 関連協力会社等との連携	<p>通報方法は整備されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報連絡系統図の作成 ・ 通報連絡内容に応じた様式の作成 		1 2 3	
	<p>支部内事業所と次の事項について、相互応援協定が締結されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織及び応援部隊の編成 ・ 応援要請時の指揮命令系統及び連絡方法 ・ 応援時の指揮命令系統 ・ 相互応援に必要な費用分担及び補償に関する事項 		1 2 3	
	<p>関連協力会社（卸売、容器配送委託事業所及び液化石油ガス設備工事事業所等）と次の事項について、応援協定が締結されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急点検、応急復旧資機材等の提供 ・ 応援要員の派遣 		1 2 3	

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	目標達成期限	備 考
7 被害情報の収集、伝達	<p>複数の情報収集経路により、情報を確実に収集できますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、ラジオ ・ ポケットベル、携帯電話 ・ 協会本部、支部 ・ 伝令 <p>事業所の従業員は、勤務中及び自動参集の出勤途上において、可能な限り被害状況、交通状況等被害に関する情報の収集に努める。</p> <p>情報の正確な把握のため、収集及び伝達に関する際の様式を作成していますか。</p>		1 2 3	
8 供給先リストの整備	<p>供給先リスト及び特定供給設備、集合供給等の配管図面が整備され、所定の場所に保管していますか。</p> <p>供給先周辺の地図が整備され、所定の場所に保管していますか。</p>		1 2 3	

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	目標達成期限	備 考
<p>9 緊急点検、応急復旧対象施設の重要度による区分</p>	<p>地震災害応急活動の拠点になる重要施設を供給先リストからあらかじめ区分し、緊急点検、応急復旧の優先順位を定めていますか。</p> <p>基本的な緊急点検、応急復旧の順位</p> <p> 公共施設（病院、学校等避難施設、消防、警察及び県市町村行政機関（災害対策本部）等）</p> <p> 業務用施設（旅館、ホテル、百貨店、マーケット及び料理飲食店等）</p> <p> 集合住宅</p> <p> 一般住宅等</p>		<p>1 2 3</p>	

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	目標達成期限	備 考
11 緊急点検、応急復旧用 資機材	<p>緊急点検、応急復旧用の次の資機材は整備されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気密試験器具、ガス漏れ検知器 ・ 工具類 ・ 配管資材、調整器、強化ホース ・ 車両（単車、自転車を含む） 		1 2 3	
12 地震防災教育・訓練	<p>地震防災意識の高揚を図るため、従業員に教育・訓練実施を実施していますか。</p> <p>教育・訓練（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の教育・訓練 <ul style="list-style-type: none"> ア 地震に関する知識 イ 地震災害対策本部の設置訓練 ウ 地震災害応急活動の役割分担 エ 勤務時間外における地震発生時の自動参集訓練 オ 緊急点検、応急復旧訓練 カ 通報、連絡訓練 キ 応急供給訓練 ・ 他機関と連携した教育・訓練 <ul style="list-style-type: none"> ア 高圧ガス地震緊急措置訓練（県主催） イ 市（区）町村防災訓練 ウ 地域自主防災組織防災訓練 		1 2 3	

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	目標達成期限	備 考
2 容器置場（販売施設）	<p>耐震性の高い配管施工を実施していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り埋設管を避け露出管による施工 ・埋設管は耐震性の高いP E 管による施工 ・耐震性を高める継手の組み合わせ又はフレキ管による施工 		1 2 3	
	<p>供給設備には、緊急連絡先を明示（ガスメーターにシールを貼る等）していますか。</p>		1 2 3	
	<p>容器置場は、液化石油ガス貯蔵基準に適合していますか。</p>		1 2 3	
	<p>容器の貯蔵方法は、耐震性を図るために次の措置を講じていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器の転倒、転落防止措置 ・容器は1段積み 		1 2 3	

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	目標達成期限	備 考
<p>液化石油ガス販売事業者の消費者への啓発活動</p> <p>1 消費者啓発</p>	<p>周知文書交付時等、機会のあるごとに地震発生時の対応等を啓発していますか。</p> <p>LPガス一般消費先の地震防災対策は、LPガス設備に対するハード面の対策と並んでLPガス一般消費先に対し、地震時の対応について日頃から十分な啓発活動を実施するとともに、地震発生時の適切な対応が重要です。</p> <p>周知内容（例）</p> <p>ア 地震時には器具栓・元栓を閉め、火を消すこと。</p> <p>イ 地震時には容器バルブを閉めること。</p> <p>ウ 倒れた容器は、容器を垂直に立て鎖等で転倒防止を行うこと。</p> <p>エ 大きな地震のときは、LPガス設備からのガス漏れの恐れもあることから、販売車業者に連絡して点検を受けてから使用すること。</p> <p>オ ガス漏れを発見したときは、容器バルブを閉めて販売業者に連絡すること。</p> <p>カ 集団供給については、地震発生の際、各戸のメーター閉止弁の閉止の確認と、本管からガス漏れが生じた場合に容器置場の閉止弁の閉止を行う管理者を定めること。</p>		1 2 3	

資 料

- | | | | |
|----|------------------------------------|-----------------|----------------|
| 1 | かながわの地震対策 [神奈川県地震災害対策計画 - 概要版 -] | (平成 6 年 2 月 | 神奈川県) |
| 2 | 西湘地区地震災害時 L P ガス応急供給マニュアル | (平成 7 年 3 月 | 神奈川県) |
| 3 | L P ガス一般消費先における地震対策の在り方 | (昭和 58 年 3 月 | 高圧ガス保安協会) |
| 4 | L P ガス地震時緊急対策マニュアル | (昭和 59 年 3 月 | 高圧ガス保安協会) |
| 5 | 家庭用 L P ガスの設備要領、供給編 | (昭和 63 年 8 月改訂 | 高圧ガス保安協会) |
| 6 | 液化石油ガス消費設備耐震化指針 | (昭和 56 年 3 月 | 神奈川県) |
| 7 | プロパンガス漏洩時緊急措置作業要領 | (昭和 60 年 3 月 | 神奈川県) |
| 8 | 液化石油ガス貯蔵基準 | (昭和 56 年 3 月改訂 | 神奈川県) |
| 9 | L P ガス埋設管施工・管理マニュアル | (平成 3 年 5 月 | 神奈川県) |
| 10 | 液化石油ガス販売事業者講習会用テキスト | (平成 6 年 8 月 | 神奈川県プロパンガス協会) |